

社会福祉法人愛隣会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条、社会福祉法人愛隣会評議員選任・解任委員会運営規程第6条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 役員等は次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 評議員選任・解任委員

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している職員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、愛隣会旅費規程に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、評議員の承認があった日（平成29年6月19日）から施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
その他、理事長が必要と認めた場合	5,000円

※一人あたり50,000円/年度を上限とする。

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
その他、理事長が必要と認めた場合	5,000円

(3) 監事

	日額
理事会・評議員会等会議への出席	5,000円
監事監査への出席	5,000円
不在者投票立会人	5,000円
その他、理事長が必要と認めた場合	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
その他、理事長が必要と認めた場合	5,000円